

戸田市

ターミナルケア



# 在宅療養生活支援補助金のご案内

戸田市では、40歳未満のがん患者の方が在宅で安心して自分らしい生活ができるよう、在宅サービスの費用の一部を補助(償還払)し、ご本人とご家族の負担を軽減する補助制度を実施します。

## 1 補助を受けることができる方

対象となる方は、次のすべてに該当する方です。

- (1)18歳以上40歳未満の市民(小児慢性特定疾病医療給付制度の対象となる者を除く)
- (2)がん患者(医師が医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方に限る)で在宅療養生活への支援及び介護が必要な方

## 2 補助の内容

- (1)訪問介護(身体介護、生活援助及び通院等乗降介助)及び訪問入浴介護の各サービス
- (2)福祉用具の貸与及び福祉用具の購入に係る費用

### 【貸与品:例】

車いす(付属品を含む)、特殊寝台(付属品を含む)、床ずれ防止用具、移動用リフト(つり具の部分を除く)、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、自動排泄処理装置

### 【購入品:例】

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分

※対象かどうか不明なものは、ご相談ください。

## 3 補助金額

1か月あたりの費用の9割相当額を補助します。その際、一旦は、全額負担となります。

なお、補助上限額は、訪問介護、訪問入浴介護及び福祉用具の貸与は合わせて月7万2千円、福祉用具購入は9万円となります。本人負担は1割となります。

【申請方法は裏面をご覧ください】

## 4 申請方法について

申請書に必要事項を記入して、医師の意見書を添えて、戸田市福祉保健センターへご提出ください。※郵送可

## 5 申請に必要な書類

- ・戸田市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金交付申請書
  - ・戸田市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業意見書
- ※意見書の文書料も補助の対象(上限 4,000 円)

## 6 補助金申請の流れ

### ①利用申請【申請者→市】

申請書、意見書を戸田市福祉保健センターへご提出ください。



### ②利用決定通知書の送付【市→申請者】

請求に関するご案内も一緒にお送りします。

### ③サービスの利用開始、サービス事業者等へのサービス利用料・購入費の支払い【申請者⇄サービス事業者】

### ④補助金の請求【申請者→市】

補助金交付申請兼請求書をご提出ください。※領収書添付

(1か月単位での請求になります。数か月分をまとめて請求することも可能です。)

### ⑤補助金交付決定通知書の送付【市→申請者】

ご提出いただいた請求書の内容を確認し、実際の補助金額をお知らせします。

### ⑥補助金の支払い【市→申請者】

補助金をお支払いします。(口座振込)



お問い合わせ  
申し込み先

戸田市福祉保健センター 健康づくり担当

住所:戸田市大字上戸田5番地の6 TEL:048-446-6453

